

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第2回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

1 日時

平成15年9月17日（水）13：30～15：30

2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

3 出席者

（委員）大内捷司（委員長），大島宏彦，大塚清明，河野正憲，山田万里子
（敬称略）

（庶務）立川名古屋高裁総務課長，榎原名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

4 議題

（1）協議

（2）次回の予定等について

5 議事

（1）協議

- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第4回）の議事概要及び同委員会から当委員会になされた依頼等について

庶務から，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第4回）の議事概要及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務から当委員会庶務への9月11日付け通知「裁判官の指名候補者に係る名簿の送付等について」に基づき同委員会からなされた情報収集の依頼の内容及び送付された資料（重点審議者名簿，再任（判事任命）候補者名簿，判事補任命候補者名簿等）について説明がなされた。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事概要の説明項目は，次のとおり

- ① 平成16年4月期の判事任命，判事再任候補者について
 - ② 平成16年4月期の弁護士任官候補者について
 - ③ 平成15年新任判事補候補者について
 - ④ 各地域委員会の議事要旨について
 - ⑤ その他
- ・ 重点審議者に関する情報収集の在り方について
指名諮問委員会から，11月14日（金）までに重点審議者に関する情報を報告するよう要請があり，地域委員会が情報収集を行うに当たっては，その名誉やプライバシー等の保護に十分配慮する必要があること，検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供して情報収集する際には，重点審議者であることを特定せずに他の指名候補者と同様に情報収集するようとの要請があったことが委員長から説明された後，重点審議者の情報収集の在り方について審議がなされた。
当地域委員会においても，検察庁，弁護士会から情報を収集する際には，指名諮問委員会の趣旨に沿って重点審議者であることを特定せずに他の指名候補者と同様に情報を収集することとされ，その際の留意点について審議された。
なお，現在，当地域委員会管内以外の裁判所所属の裁判官の略歴カードは送付を受けていないが，今後は，情報提供の在り方を当委員会で検討するための審議資料として送付してもらいたい旨，指名諮問委員会に要望することとされた。
 - ・ 重点審議者以外の者に関する情報提供の在り方について
重点審議者以外の者に関する情報についても，重点審議者と同様，所属の裁判所に対応する検察庁，弁護士会に対して名簿を提供して情報収集することとされた。
 - ・ 高裁所属裁判官の情報の提供を求める検察庁，弁護士会について
高裁所属（前任地又は前々任地が高裁であった者を含む。）の裁判官について

て、名簿を送付し情報提供を依頼する先は、高裁本庁所属の裁判官については、名古屋、三重、岐阜の各弁護士会及び名古屋高等検察庁とし、高裁金沢支部所属の裁判官の場合は、福井、石川、富山の各弁護士会及び名古屋高等検察庁金沢支部とすることとされた。

- ・ 情報提供を依頼するための文案等について

情報の受付期間を10月20日（月）までとすること並びに指名候補者の指名の適否に関する情報及び情報提供者の氏名、所属を記載した書面を、直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送又は持参する方法で当委員会が情報の受付をすることを所属の弁護士又は検察官に周知してもらいたい旨の記載にすることとされた。

また、プライバシーや個人情報についての配慮を求めるための文言を付加することの要否及びその具体的記載について、同文言が必要である旨の意見が述べられる一方、弁護士委員から、この記載の文言いかんによっては情報収集の方法を必要以上に狭く解されることとなり、いたずらに情報収集の道を狭めるおそれがあるとの意見が述べられた後、本年においては、重点審議者のプライバシーへの配慮と情報収集方法との兼ね合いを考えて「情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただくようお願いします。」との文言を記載することとされた。

- ・ 次回地域委員会の事前準備等に関して何らかの問題が生じた場合には、委員長及び委員長代理に相談し、必要な場合は、各委員に事前に諮り審議の方針を決めることが確認された。

- ・ 司法修習終了予定者で判事補任官を希望するものに関する情報収集の在り方について

司法修習終了予定者で判事補任官を希望するものに関する情報収集については、弁護士会、検察庁に対して名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが、特段の情報が寄せられた場合には、それを指名諮問委員会に提供するとい

う指名諮問委員会の決議に沿った対応とすることとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、11月4日(火)午後1時00分から開催されることとなった。

以 上